

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	意見表明報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年2月1日
<b>【報告者の名称】</b>	株式会社アップ
<b>【報告者の所在地】</b>	兵庫県西宮市高松町15番41号
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	兵庫県西宮市高松町15番41号
<b>【電話番号】</b>	(0798)64-8100(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役員 松本 浩志
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社アップ (兵庫県西宮市高松町15番41号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ベネッセホールディングス

所在地 岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年1月31日開催の取締役会において、株式会社ベネッセホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に基づき賛同し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「利害関係のない当社取締役及び監査役全員による承認」に記載された方法により、決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式1,560,282株（当社が平成23年11月14日に提出した第35期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数（10,309,200株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：15.13%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。公開買付者は、平成24年1月31日開催の取締役会において、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び当社の筆頭株主であり、当社の取締役会長である木下雅勝氏（以下「木下氏」といいます。）が代表取締役を務める株式会社マルユ（以下「マルユ」といいます。）が所有する当社株式2,040,000株（所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））のうち1,040,000株（所有割合：10.09%（小数点以下第三位を四捨五入））。以下「応募対象外株式」といいます。）を除く当社の発行済普通株式の全てを取得することにより当社株式を非公開化するための一連の取引の一環として、本公開買付けを開始することを決議いたしました。

公開買付者は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、(i)マルユが所有する当社株式（所有株式数：2,040,000株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ、（マルユによれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとありますが、本書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。）、そのうち1,000,000株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する当社株式（所有株式数：1,160,900株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)当社の従業員及び役員が所有する当社株式（当社の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する当社株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、公開買付者の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しているとのこと（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(6)公開買付者と自社株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を4,272,418株（当社が平成23年11月14日に提出した第35期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の当社の発行済株式総数（10,309,200株）から、当社が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された平成23年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（105株）を控除した株式数（10,309,095株）に係る議決権の数（103,090個）の3分の2に相当する議決権の数（68,727個（小数点以下切り上げ。））に係る当社株式の数（6,872,700株）から、応募対象外株式の数（1,040,000株）及び本書提出日現在公開買付者が所有する当社株式の数（1,560,282株）の合計数を控除した株式数）と設定しておりますので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのこと。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、当社に対し、本公開買付け後に、当社の株主を公開買付者及びマルユのみ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）とするための手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施する予定とのこと。

公開買付者、マルコ及び木下氏は、本スクイズアウト手続完了後の当社の株主が公開買付者のみとなる場合であってもマルコ又は木下氏のいずれかが当社の株主となるよう、本公開買付応募契約において、マルコ又は木下氏のいずれかは、本スクイズアウト手続の実施により当社の株主が公開買付者のみとなった場合、本スクイズアウト手続の完了後速やかに、公開買付者の要請に従い、マルコ又は木下氏のいずれかの当社に対する出資比率（当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合をいいます。）が5%程度となるよう、当社に出資（以下「本件再出資」といいます。）する旨を合意しております。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

（ア）本公開買付けの背景等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者グループは、「一人ひとりの『よく生きる』を実現するために、人々の向上意欲と課題解決を生涯にわたって支援する」という企業理念の下、教育事業、生活事業、シニア・介護事業、及び語学・グローバル人材教育事業等の事業を展開しており、これらの各事業の中でも、教育事業はまさに上記企業理念実現のための中核的事業と位置付けております。これからの社会は少子高齢化がますます進むとともに、デジタル化、グローバル化によって変化し続けていきます。そのなかで、子どもたちが、どんな環境においても生き抜くために、また、自分の未来を切り開いていくために、公開買付者グループの果たすべき役割は非常に重いものと受けとめています。

公開買付者グループは、教育事業の中でも、幼児向けの「こどもちゃれんじ」や小学生から高校生までを対象にした「進研ゼミ」といった通信教育事業を基幹事業として展開しており、平成23年4月時点で403万人の会員を有するなど、全国で圧倒的な支持を得ております。

また、少子化や国による教育内容・教育制度の見直しといった環境変化の中、顧客の教育に対するニーズの多様化・個別化が進展しているため、公開買付者グループは、かかる顧客ニーズに合わせて、通信教育事業において、教科書別、レベル別などに丁寧に対応するほか、平成20年4月からは従来の紙媒体中心の教材にWEBを組み合わせた画期的な講座（プラスアイ）を中学生向け事業からスタートさせ、平成23年春からは高校生向けにもWEBを組み合わせた講座（パソコンに加えてモバイルでの学習も可能）を開始しており、今後も時代に対応したモデルへの変革に積極的に取り組む方針です。

さらに、公開買付者グループは、子どもたちの学習意欲を幅広く支援していきたいとの思いから、平成18年以降、株式会社お茶の水ゼミナールや株式会社東京個別指導学院、株式会社東京教育研（鉄緑会）などをグループ化し、学習塾・予備校事業にも本格的に取り組んでおり、これにより公開買付者グループの教育事業のさらなる伸長を図っております。通信教育事業と学習塾・予備校事業との間で教育プログラムやノウハウを融合することで、教育事業としてのシナジー効果も高まっています。

加えて、公開買付者グループは、教育事業として学校向け事業にも取り組んでおり、全国の高校の90%に対して商品・サービスを提供しております。今後も、高校向け模擬試験「進研模試」や進路支援教材「スタディ・サポート」などで、学校、先生を通して、たくさんの「学ぶ喜びと成果の実感」を届けられるように、子どもたちの向上意欲に応えていきます。

一方、当社は、「豊かな社会を創る人材を育てる」という企業理念の下、子どもたちの全人格を育てることを目的としている企業であり、民間教育機関として、時代によって変化する教育ニーズを敏感にキャッチしながら私塾から総合教育サービスを提供する企業へと発展してまいりました。

当社は現在、兵庫県西宮市を中心に阪神間と奈良、京都で、幼児から社会人までを対象に、現役大学合格を目指す「研伸館高校生課程」、中高一貫の有名国・私立中学生を対象に大学受験を意識した受験指導を行う「研伸館中学生課程」、国・私立中学受験部門「進学館」、小・中学生・高1生対象の「開進館」、小・中・高校生の個別ニーズに応える「個別館」、幼児から成人を対象に真のコミュニケーション能力を育成する英会話部門「アナップ」、次代の知的理系人間を育む科学実験教室「サイエンスラボ」、知恵を育む幼児教室「こどもカレッジ」、レゴブロックを使ったユニークな教室「レゴ エデュケーション センター」等の教室事業を展開しており、かつ、多くの優秀な講師陣を抱え、受験生と保護者の方々からも支持を得ており、高いブランド力を保持しています。

また、当社は、新たな教育サービスの形の1つとして、受講者が遠隔地にいても通信技術を使ってライブ（双方向）授業に参加できる「E-Lecture」や、授業を完全に自動収録できるVOD（ビデオオンデマンド）ラーニングシステムを導入しており、今後もデジタル化の可能性をさらに追求する方針です。

公開買付者及び当社は、平成14年8月に資本・業務提携を開始していましたが、学習塾・予備校事業、特に首都圏戦略の強化及び教育事業全体の両社での発展を目的として、両社の関係をより強固なものとするために、平成22年5月に新たな「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」を締結いたしました。

当社は、上記「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」に基づき、平成22年5月31日付で公開買付者の100%子会社であった株式会社お茶の水ゼミナールの発行済株式総数の50%（取得金額229百万円）を取得し、関連会社とするとともに、平成22年5月31日付で株式会社お茶の水ゼミナールに対し社外取締役3名を派遣しております。

また、公開買付者は、上記「資本・業務提携契約」に基づき、平成22年6月24日付で、当社に対し社外取締役2名を派遣するとともに、公開買付者が平成22年12月17日付で当社の自己株式479,382株を引き受ける等により、当社株式の所有割合を15%強に高め、当社を持分法適用関連会社としております。

さらに、公開買付者及び当社は、上記「資本・業務提携契約」に基づき、経営上の各種情報・ノウハウについての交換、共有をし、公開買付者グループが既に持つ教材開発などのコンテンツやノウハウと、当社が保有する優秀な講師陣や教育コンテンツとを組み合わせることによるシナジー効果を得ることを目的に、協業の検討を進め、木下氏は、公開買付者の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセコーポレーション」といいます。）の顧問に就任し、公開買付者グループ全体の通信教育事業及び学習塾・予備校事業、並びに模試事業についての助言をしております。

こうした資本・業務提携の一つの成果として、両社が協力して経営にあたった株式会社お茶の水ゼミナールにおいては、当社の教育事業における経験やノウハウの提供を受けつつ、DMやWEB等によるマーケティング手法、「進研模試」解説授業、豊富なデータを活かした進路指導の強化など、公開買付者の経営資源を活用した施策を実施した結果、業績の大幅な向上を達成しております。

また、公開買付者グループの今後の教室事業戦略を検討するプロジェクトチームに当社の幹部も参加するなどによって両社間の人的交流を深めていく中で、お互いの「教育」に関する想いの強さや経営理念が近いことなどを確認することができるに至っております。

このような中、公開買付者及び当社は、平成23年11月以降、両社のより一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための施策につき、具体的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者及び当社においては、公開買付者の当社に対する現状の出資比率では、相互の商品、サービス、教室、人材等の経営資源を積極的に活用することには一定の制約があり、また、公開買付者及び当社の双方が、自身の利益を優先的に意識せざるを得ない状況であることから、戦略上の全体最適を効率的に追求するのが難しいという課題がクローズアップされるようになり、次第に両社が同じグループとして協力していくべきとの認識が形成されていきました。そして、両社が同じグループとしての協力関係を形成する時期についても、競争激化の中で業界再編の動きが再び活性化しつつあり、また、複数の会社がWEBや情報端末を活用した新サービスを打ち出すなどの新たな動きも広まっていることから、できるだけ迅速に行うべきであるとの合意が形成されました。

さらに、公開買付者及び当社は、より一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための具体的施策について、公開買付者が当社を非公開化することで公開買付者と当社が同じグループとなることにより、(i)当社においても上記の株式会社お茶の水ゼミナールに対して実施したのと同様に、DMやWEB等によるマーケティング手法や「進研模試」解説授業、豊富なデータを活かした進路指導の強化など、公開買付者の経営資源を活用した施策を実行することにより、少子化と競争激化の影響下にある当社の業績について、一層の向上が期待できること、(ii)当社の持つ教室事業における豊富な経験やノウハウと、同事業に精通した多数の人材は、教室事業への進出が遅かった公開買付者グループにとっては非常に魅力的であり、国内に限らず、公開買付者教育事業の海外展開、特に今後計画している教室事業の展開にとって、その成功確度と取組スピードを高めるために大いに役立つと考えられること、(iii)当社においても、現状では社員の活躍の場が限定されているという課題を認識しており、グローバル展開を視野に入れた公開買付者グループとの関係強化により当社社員のキャリアの選択肢を大幅に広げることができ、その結果、社員のモチベーションを高めることができること等の効果を得ることができるとの判断に至りました。

以上のような協議・検討の結果、両社は、公開買付者及びマルユ又は木下氏のみを当社の株主とし、公開買付者及び当社の連携を強化し、双方がお互いの経営資源をより有効に活用することで、企業価値と顧客満足度の向上を早期に実行するために、当社が公開買付者グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断し、平成24年1月31日に本公開買付けの実施を決定いたしました。

#### (イ) 本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付け成立後における当社の経営方針として、双方の経営資源を活用したシナジー創出を早期に実現させるべく、必要な施策並びにその推進体制について協議のうえ、実行に移していく考えです。また、本公開買付け後の当社の経営体制については、基本的に現状維持し、一方で早期にシナジーを極大化するために、公開買付者からの派遣役員を増員する予定です。派遣する役員の詳細については、本公開買付けが成立した後に確定することを予定しております。

なお、当社の取締役会長である木下氏については、当社の創業者であり、長年にわたって当社の経営に携わってきたこと、教室事業での豊富な経験と業界内のネットワークを保有していることなどから、公開買付者の100%子会社であるベネッセコーポレーションの顧問として公開買付者グループ全体の通信教育事業及び学習塾・予備校事業、並びに模試事業についてアドバイスをいただいておりますが、今後、本公開買付けの実行により公開買付者と当社とのシナジーを実現し、公開買付者グループの教室事業の拡大及び当社の業績向上等を達成していくためには、木下氏の継続的な協力が必要不可欠であると公開買付者は考えております

かかる事情に鑑み、公開買付者は木下氏との間で、本公開買付応募契約において、やむを得ない事由が発生した場合等を除き、平成27年3月末日までの間は、当社の取締役の地位を辞任せず、また再任を拒否しないこと、さらに、公開買付者が希望する場合、当該期間経過後の木下氏の当社の取締役等への就任について、公開買付者との間で誠実に協議することを合意しております。

#### (ウ) 当社の意思決定の過程

公開買付者及び当社は、平成23年11月以降、両社のより一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための施策につき、具体的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者及び当社は、より一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための具体的施策について、公開買付者が当社を非公開化することで公開買付者と当社が同じグループとなることにより、(i)当社においても上記の株式会社お茶の水ゼミナールに対して実施したのと同様に、DMやWEB等によるマーケティング手法や「進研模試」解説授業、豊富なデータを活かした進路指導の強化など、公開買付者の経営資源を活用した施策を実行することにより、少子化と競争激化の影響下にある当社の業績について、一層の向上が期待できること、(ii)当社の持つ教室事業における豊富な経験やノウハウと、同事業に精通した多数の人材は、教室事業への進出が遅かった公開買付者グループにとっては非常に魅力的であり、国内に限らず、公開買付者教育事業の海外展開、特に今後計画している教室事業の展開にとって、その成功確度と取組スピードを高めるために大いに役立つと考えられること、(iii)当社においても、現状では社員の活躍の場が限定されているという課題を認識しており、グローバル展開を視野に入れた公開買付者グループとの関係強化により当社社員のキャリアの選択肢を大幅に広げることができ、その結果、社員のモチベーションを高めることができること等の効果を得ることができるとの判断に至りました。

以上のような協議・検討の結果、両社は、公開買付者及びマルユ又は木下氏のみを当社の株主とし、公開買付者及び当社の連携を強化し、双方がお互いの経営資源をより有効に活用することで、企業価値と顧客満足度を向上させることを早期に実行するために、当社が公開買付者グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断しました。

その上で、平成24年1月31日開催の当社取締役会において、公開買付者、マルユ及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から取得した当社の株式価値に関する算定書並びに公開買付者、マルユ及び当社から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会では、ベネッセコーポレーションの顧問を兼任する当社取締役会長の木下氏、並びに公開買付者及びベネッセコーポレーションより派遣されている2名の社外取締役（明田 英治氏、坪井 伸介氏）を除く当社取締役全員が出席し、定足数を満たした適法な取締役会が開催され、当該出席した当社取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、独立役員である社外監査役を含む当社監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することにつき異議がない旨の意見を述べております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在において当社の親会社ではありませんが、(i)公開買付者は当社株式1,560,282株を所有しており、当社は公開買付者の持分法適用関連会社であること、(ii)当社と公開買付者とは上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の中の「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり資本・業務提携関係にあること等に鑑み、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

#### 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

野村證券は、当社株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、公開買付者は、平成24年1月30日に野村證券から株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。野村證券による当社の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 543円から583円
類似会社比較法	: 445円から697円
DCF法	: 810円から1,879円

市場株価平均法では、平成24年1月30日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日の終値546円、直近1週間の終値の平均値554円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の終値の平均値543円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値568円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円（小数点以下四捨五入）をもとに、当社の1株当たり価値の範囲を543円から583円までと分析したとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社の1株当たり価値の範囲を445円から697円までと分析したとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の1株当たり価値の範囲を810円から1,879円までと分析したとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社並びに当社の大株主であるマルユ及び木下氏との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成24年1月31日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,050円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり金1,050円は、公表日の前営業日である平成24年1月30日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値の546円に対して92.3%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年1月30日まで）の当社株式の普通取引終値の単純平均値543円（小数点以下四捨五入）に対して93.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年10月31日から平成24年1月30日まで）の普通取引終値の単純平均値568円（小数点以下四捨五入）に対して84.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月1日から平成24年1月30日まで）の普通取引終値の単純平均値583円（小数点以下四捨五入）に対して80.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、本書提出日の前営業日である平成24年1月31日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値547円に対して92.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になるとのことです。

#### 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格の評価を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、公開買付者、マルユ及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和証券に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月30日付で同社より株式価値算定書を取得しました。大和証券は、当社取締役会から当社の事業環境及び将来の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法及びDCF法の各手法を用いて当社の1株当たり株式価値の算定を実施し、それぞれの手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

#### 市場株価法

市場株価法では、平成24年1月27日を評価基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の株価及び出来高の推移を勘案し、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（544円）（小数点以下四捨五入）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（570円）（小数点以下四捨五入）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（583円）（小数点以下四捨五入）を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を544円から583円までと分析しています。

## DCF法

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を916円から1,130円までと分析しています。

なお、当社の事業計画において大幅な増減益は見込んでおりません。

また、当社は大和証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

## 独立した法律事務所からの当社への助言

当社取締役会は、本公開買付けに関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者、マルコ及び当社から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所を選任し、堂島総合法律事務所から、本公開買付けに関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ております。

## 利害関係のない当社取締役及び監査役全員による承認

公開買付者の100%子会社であるベネッセコーポレーションの顧問を兼任する当社取締役会長の木下氏、並びに公開買付者及びベネッセコーポレーションより派遣されている2名の社外取締役（明田 英治氏、坪井 伸介氏）は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成24年1月31日開催の当社取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加しておりません。当該取締役会においては、上記3名を除く当社取締役全員が出席し、定足数を満たした適法な取締役会が開催され、当該出席した当社取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、独立役員である社外監査役を含む当社監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することにつき異議がない旨の意見を述べています。なお、当該取締役会は、公開買付者、マルコ及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した当社の株式価値に関する算定書並びに公開買付者、マルコ及び当社から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

#### 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保すると同時に、他の買付者による買付け等の機会を確保し、もって公正性を担保しております。

#### （４）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者）によって当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことですので、その場合には東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

公開買付者及び当社は、公開買付者の当社に対する現状の出資比率では、相互の商品、サービス、教室、人材等の経営資源を積極的に活用することには一定の制約があり、また、公開買付者及び当社の双方が、自身の利益を優先的に意識せざるを得ない状況であることから、戦略上の全体最適を効率的に追求するのが難しいという課題がクローズアップされるようになり、次第に両社が同じグループとして協力していくべきとの認識が形成されていきました。そして、両社が同じグループとしての協力関係を形成する時期についても、競争激化の中で業界再編の動きが再び活発化しつつあり、また、複数の会社がWEBや情報端末を活用した新サービスを打ち出すなどの新たな動きも広まっていることから、できるだけ迅速に行うべきであるとの合意が形成されました。

さらに、公開買付者及び当社は、より一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための具体的施策について、公開買付者が当社を非公開化することで公開買付者と当社が同じグループとなることにより、(i)当社においても上記の株式会社お茶の水ゼミナールに対して実施したのと同様に、DMやWEB等によるマーケティング手法や「進研模試」解説授業、豊富なデータを活かした進路指導の強化など、公開買付者の経営資源を活用した施策を実行することにより、少子化と競争激化の影響下にある当社の業績について、一層の向上が期待できること、(ii)当社の持つ教室事業における豊富な経験やノウハウと、同事業に精通した多数の人材は、教室事業への進出が遅かった公開買付者グループにとっては非常に魅力的であり、国内に限らず、公開買付者教育事業の海外展開、特に今後計画している教室事業の展開にとって、その成功確度と取組スピードを高めるために大いに役立つと考えられること、(iii)当社においても、現状では社員の活躍の場が限定されているという課題を認識しており、グローバル展開を視野に入れた公開買付者グループとの関係強化により当社社員のキャリアの選択肢を大幅に広げることができ、その結果、社員のモチベーションを高めることができること等の効果を得ることができるとの判断に至りました。

以上のような協議・検討の結果、両社は、公開買付者及びマルユ又は木下氏のみを当社の株主とし、公開買付者及び当社の連携を強化し、双方がお互いの経営資源をより有効に活用することで、企業価値と顧客満足度の向上を早期に実行するために、当社が公開買付者グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断しました。

また、平成24年1月31日開催の当社取締役会において、公開買付者、マルユ及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した当社の株式価値に関する算定書並びに公開買付者、マルユ及び当社から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所による法的助言等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付け価格その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け後に、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを企図しております。具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び当社の当該株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社の株式を交付することのそれぞれを、平成24年6月に開催が予定されている当社の第35回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の付議議案とすることを当社に対して要請する予定です。

また、本株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が生じますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会における上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日として、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定であるとのことです。

本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）には当該株式の取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は、本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者及びマルユのみ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者のみ）が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者）以外の当社の株主の皆様で本公開買付けに応募しなかった株主の皆様に対して交付する当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、本スクイーズアウト手続における当社による全部取得条項が付された株式の取得は、原則として平成24年7月中を目途に行われることが予定されております。

本スクイーズアウト手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当社に対し、その有する当社株式の買取請求を行うことができる旨が定められております。また、(ii)上記の全部取得条項が付された当社株式全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得が当社の本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これら(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、公開買付者は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者以外の当社の株主の皆様による当社株式の所有状況等によっては、上記 から の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により本スクイズアウト手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合であっても、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者）以外の当社の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、公開買付者及びマルユ（但し、本公開買付け後の当社の株主の状況等を踏まえ、当社の株主を公開買付者及びマルユのみとすることが困難であると公開買付者が判断する場合は、公開買付者）以外の当社の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定される予定です。この場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

#### (6) 公開買付者と自社株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルユが所有する当社株式（所有株式数：2,040,000株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルユによれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことです。）、そのうち1,000,000株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する当社株式（所有株式数：1,160,900株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)当社の従業員及び役員が所有する当社株式（当社の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する当社株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、公開買付者の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

また、公開買付者、マルユ及び木下氏は、本スクイーズアウト手続完了後の当社の株主が公開買付者のみとなる場合であってもマルユ又は木下氏のいずれかが当社の株主となるよう、本公開買付応募契約において、マルユ又は木下氏のいずれかは、本スクイーズアウト手続の実施により当社の株主が公開買付者のみとなった場合、本スクイーズアウト手続の完了後速やかに、公開買付者の要請に従い、マルユ又は木下氏のいずれかの当社に対する出資比率（当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合をいいます。）が5%程度となるよう、本件再出資をする旨を合意しております。

その他、本公開買付応募契約の概要は以下のとおりです。

#### 本スクイーズアウト手続に関する合意

マルユ及び木下氏は、公開買付者との間で、(i)本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、その所有する当社の株式について株主権を行使しないこと、(ii)本公開買付けが成立した場合であって、本株主総会又は本公開買付応募契約締結日以降に開催される本スクイーズアウト手続の完了前の日を基準日とする当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び本株主総会又は本臨時株主総会と同日付で開催される本種類株主総会において当社の発行済株式の全部又は一部につき議決権を有するときは、当該株主総会における当該議決権の行使について、公開買付者の指示に従うこと、並びに(iii)本スクイーズアウト手続が実行されるよう、公開買付者の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しております。

#### 当社の役員に関する合意

マルユ及び木下氏は、公開買付者との間で、上記（ii）記載の当社株主総会において、公開買付者の指名する者の当社の取締役又は監査役への選任が行われるよう、公開買付者の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しております。

また、木下氏は、公開買付者との間で、やむを得ない事由が発生した場合等を除き、平成27年3月末日までの間は、当社の取締役の地位を辞任せず、また再任を拒否しないこと、さらに、公開買付者が希望する場合、当該期間経過後の木下氏の当社の取締役等への就任について、公開買付者との間で誠実に協議することを合意しております。

#### 当社の株式に関する合意

マルユ及び木下氏は、公開買付者との間で、本公開買付応募契約締結日以降3年間又は木下氏が当社の取締役等としての地位にある間のいずれか長い期間（以下「譲渡等禁止期間」といいます。）が経過するまでの間、マルユ又は木下氏はその所有する当社の株式を譲渡等してはならないこと、及び譲渡等禁止期間後においてマルユ又は木下氏のいずれかが譲渡等を希望する場合には、公開買付者は、当該譲渡等の相手方に優先して、公開買付者又は公開買付者の指定する者に、当該株式を譲渡するよう請求することができることを合意しております。

また、公開買付者は、一定の事由（(i)木下氏が当社の取締役でなくなった場合(ii)応募対象外株式並びに本スキーズアウト手続により応募対象外株式に代わりマルユが交付を受ける当社株式及びマルユ又は木下氏のいずれかによる本スキーズアウト手続完了後の当社に対する出資により取得する当社株式（以下「応募対象外株式等」と総称します。）の全部又は一部をマルユが所有している間に、マルユの株主構成が変化した場合、(iii)マルユ又は木下氏が本公開買付応募契約の義務（注1）に違反した場合、(iv)マルユ又は木下氏が本公開買付応募契約の表明及び保証（注2）に違反した場合、又は(v)本スキーズアウト手続が完了した場合）のいずれかが生じた場合、マルユ又は木下氏のいずれかが所有する当社の株式の全部を一定の価格で公開買付者又は公開買付者の指定する者に譲渡するよう請求することができることとされ、マルユ又は木下氏のいずれかは、一定の事由（(i)公開買付者に本公開買付応募契約に定める義務（注3）の違反が存する場合、(ii)公開買付者に本公開買付応募契約に定める表明及び保証（注4）の違反が存する場合、又は(iii)本公開買付応募契約締結日から3年間に経過した場合）のいずれかが生じた場合、その所有する当社の株式の全部を一定の価格で公開買付者に買い取ることを請求することができることとされており、さらに、マルユ又は木下氏のいずれかが当社の応募対象外株式等を所有している間に、公開買付者が公開買付者の所有する当社の株式の全部を第三者へ譲渡等することを希望する場合、マルユ又は木下氏のいずれかはその所有する当社の応募対象外株式等の全部について、公開買付者による当該第三者への当該譲渡等と同一の条件で当該第三者へ譲渡することを請求することができることとされており、

#### 本公開買付応募契約の解除

マルユ及び木下氏は、公開買付者に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注4）の重大な違反が存する場合又は公開買付者に本公開買付応募契約に定める義務（注3）の重大な違反が存する場合には、本公開買付応募契約を解除することができます。

公開買付者は、マルユ又は木下氏に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注2）の重大な違反が存する場合、本公開買付応募契約に定める義務（注1）の重大な違反が存する場合、又は本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の当社の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が当社より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合には、本公開買付応募契約を解除することができます。

なお、マルユ若しくは木下氏又は公開買付者のいずれかによって本公開買付応募契約が解除された場合であっても、マルユ及び木下氏はその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

(注1) 本公開買付応募契約において、マルコ及び木下氏は、上記に記載した各義務のほか、(i)当社をして通常の業務の範囲外の行為を行わせない義務、(ii)本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、(iii)本公開買付けへの応募以外の方法による当社の株式の第三者への処分等の禁止義務、(iv)公開買付者の教育事業又は当社の事業との競業禁止義務・当社役職員の勧誘等禁止義務、(v)秘密保持義務及び(vi)契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

(注2) 本公開買付応募契約において、マルコ及び木下氏は、マルコ及び木下氏に関する事項として(i)マルコの適法・有効な設立及び存続、(ii)マルコ及び木下氏による本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在並びにマルコによる本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な手続の履践、(iii)本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v)本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(vi)反社会的勢力との関係の不存在、(vii)当社株式の適法かつ有効な所有、所有する当社株式に対する負担又は制限の不存在、当社株式を取得する権利の不存在及び当社の潜在株式等を所有していないこと、所有する当社株式の帰属に関する第三者からの請求等の不存在、当社株主としての権利に関する契約等の不存在、並びに(viii)マルコの発行済株式の適法かつ有効な発行及び潜在株式等の不存在並びにマルコの株主構成を、当社に関する事項として(i)当社の適法・有効な設立及び存続、(ii)反社会的勢力との関係の不存在、(iii)当社の発行済株式の適法かつ有効な発行、当社の潜在株式等の不存在、株主との間の株式の取扱い・経営事項に関する合意の不存在、(iv)有価証券報告書等の正確性、(v)財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、(vi)後発事象の不存在、(vii)当社の締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟等・クレーム等・司法・行政機関等の判断等の不存在、(viii)事業の遂行上必要な資産の適法かつ有効な所有又は使用権限の保有及びその運営・管理・価値に悪影響を及ぼす事由又は現行態様での使用を制限し若しくは支障となる事由の不存在、(ix)事業の遂行上必要な知的財産権の適法かつ有効な所有又は使用権限の保有及び現行の態様での使用を制限し若しくは支障となる事由の不存在、当社による第三者の知的財産権侵害の連絡の未受領、並びに第三者へのライセンス付与の不存在、(x)所有又は使用するシステム等の適切な保守等及び現行の態様での使用を制限し若しくは支障となる事由の不存在、(xi)労働関連の法令等の違反の不存在、労働基準監督署等からの勧告・指導等の不存在、労働災害の不存在、役職員への金銭支払義務の履行、労働紛争の不存在、労働組合等の不存在、従業員に対する利益供与等又は雇用条件引上げを要求しうる契約等の不存在、(xii)公租公課等の適時かつ適法な支払い等、(xiii)法令等の遵守及び事業遂行に必要な許認可等の取得及び遵守、許認可等の無効・取消等となる事由の不存在、(xiv)当社を当事者とする訴訟等・クレーム等の不存在、(xv)マルコ又は木下氏及びその関係者との間の取引・契約等の不存在、(xvi)開示情報の正確性、重要情報は全て開示済みであること等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに(xvii)本公開買付応募契約に関連するマルコ又は木下氏のアドバイザー等への支払いに係る公開買付者又は当社の負担の不存在を表明及び保証しております。

(注3) 本公開買付応募契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務及び(ii)契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

(注4) 本公開買付応募契約において、公開買付者は(i)公開買付者の適法・有効な設立及び存続、(ii)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践、(iii)本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v)本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに(vi)反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。

(7) その他

当社は、平成24年1月31日に「平成24年3月期配当を修正し無配とするお知らせ」を公表しております。当該公表のとおり、当社は平成24年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
木下 雅勝	取締役会長		1,160,900	11,609
尾上 嘉基	取締役社長	代表取締役	94,657	946
小南 達男	取締役		44,173	441
宮本 剛治	取締役		44,196	441
松尾 秀彦	取締役		50,564	505
辰巳 和功	取締役		40,794	407
明田 英治	取締役		0	0
坪井 伸介	取締役		0	0
猿渡 彬順	監査役	常勤	3,813	38
佐野 秀和	監査役(非常勤)		0	0
坪多 晶子	監査役(非常勤)		0	0
原 吉宏	監査役(非常勤)		0	0
計			1,439,097	14,387

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

(注3) 取締役明田英治氏及び坪井伸介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注4) 監査役猿渡彬順氏、佐野秀和氏、坪多晶子氏及び原吉宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。